

## 休業・休暇を取得したい

### 育児休業

- ・一定期間の休業  
(原則2回まで分割取得可・無給)
- ・原則子の1歳到達日まで  
※父母ともに育児休業をする場合や、  
保育所に入所できない等の事情により  
やむを得ない場合の例外あり  
(最大2歳到達日まで)

### 育児時間

- ・勤務時間の始めか終わり(～2時間)  
の無給休暇(子が3歳まで)

### 育児参加のための休暇

- ・日又は時間単位の有給休暇
- ・5日(妻の産前から出産日以後1年の期間)

### 子の看護休暇

- ・日又は時間単位の無給休暇
- ・1年度に5日(子が2人以上であれば  
10日)(子が未就学まで)

## 勤務時間帯を変更したい

### 早出遅出勤務

- ・1日の勤務時間数を保ったまま、早出や  
遅出可
- ・いくつかの早出遅出勤務のパターンから、  
希望するものを選択  
(例: 早 7:30～16:15 遅 10:30～19:15等)

### 各制度の対象要件(チェックリスト)

- (共通)
  - 勤務日が週3日以上か年121日以上
- (育児休業)
  - 子の1歳6か月到達日(※子の誕生日から  
57日間以内の育児休業の場合、子の誕生日から  
8週間+6月後)に在職の可能性あり
- (育児時間)
  - 勤務時間が6時間15分以上の日がある
- (育児参加のための休暇・子の看護休暇)
  - 6月以上の任期が定められている又は  
6月以上継続勤務している

## 超勤・深夜勤を避けたい

### 深夜勤務の制限

- ・午後10時から翌日午前5時までの間勤務  
しないことが可能

### 超過勤務の制限

- ・超過勤務の時間数を、  
「1月に24時間、1年に150時間」  
までに制限可能  
※災害等による臨時の勤務は除く

### 超過勤務の免除

- ・超過勤務をしないことが可能  
※災害等による臨時の勤務は除く

※ 各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。

※ 育児休業期間中は、育児休業手当金又は育児休業給付金の対象とされています。

※ 取得要件や支給要件の詳細は人事担当者に御確認ください。

## 休暇を取得したい

### 介護休暇

- ・日又は時間単位（～4時間）の無給休暇
- ・家族1人に93日まで（3回まで分割可）
- ・期間内に出勤する日を設けることも可

### 介護時間

- ・30分単位（～2時間）の無給休暇
- ・家族1人に3年間まで
- ・勤務時間の始めか終わりに取得

### 短期介護休暇

- ・日又は時間単位の無給休暇
- ・通院の付添いや、介護サービスの手続の代行（間接的介護）のためにも利用可
- ・1年度に5日（要介護家族が2人以上であれば10日）まで

## 勤務時間帯を変更したい

### 早出遅出勤務

- ・1日の勤務時間数を保ったまま、早出や遅出可
- ・いくつかの早出遅出勤務のパターンから、希望するものを選択  
(例：早 7:30～16:15 遅 10:30～19:15等)

### 各休暇の取得要件（チェックリスト）

- (共通)
- 勤務日が週3日以上か年121日以上
- (介護休暇)
- 初日から93日+6月後に在職の可能性あり
- (介護時間)
- 勤務時間が6時間15分以上の日がある
- (短期介護休暇)
- 6月以上の任期が定められている 又は 6月以上継続勤務している

## 超勤・深夜勤を避けたい

### 深夜勤務の制限

- ・午後10時から翌日午前5時までの間勤務しないことが可能

### 超過勤務の制限

- ・超過勤務の時間数を、「1月に24時間、1年に150時間」までに制限可能  
※災害等による臨時の勤務は除く

### 超過勤務の免除

- ・超過勤務をしないことが可能  
※災害等による臨時の勤務は除く

- ※ 各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。
- ※ 1日単位で介護休暇を取得した日は、介護休業手当金又は介護休業給付金の対象とされています。
- ※ 取得要件や支給要件の詳細は人事担当者に御確認ください。